

公私年金における連携の考察

上田 憲一郎*

抄 録

老後所得保障に関しては、公的年金と私的年金は役割を分担するというより、連携して対応すると考えられる。この連携は、引退後の高齢期に限定されるものではなく、若年時代から高齢期まで、時間軸を長くとして考えるべきである。若年時代では、公私年金の連携や老後資産形成の学びに重点が置かれる。次に社会人となってからは、加入する公的年金制度と企業年金制度の有無や加入の有無により、グループ分けを行い、このグループごとに公私年金の連携を考察した。グループごとの働き方や所得等によっては、企業の支援や公的な支援の必要性も提言している。高齢期に関しては、公私年金共に、本人の意思決定能力の減退に伴う諸課題の存在を指摘した。

公私年金の連携が効果的に行われるためには、この両者への信頼感が必要である。信頼感の醸成のためには、「見える化」の推進や公的年金の財政検証結果の分かりやすさ、企業年金における受託者責任の遂行などが重要であることを指摘した。

キーワード：公的年金，私的年金，公私年金の連携，老後所得保障，年金教育

社会保障研究 2024, vol. 9, no. 2, pp. 228-246.

Ⅰ 公私年金の連携

2024年は公的年金の財政再計算の年に当たり、2025年の年金制度改革へ向けて活発な議論が展開されている。厚生労働省は7月3日に「令和6年財政検証の結果」を第16回社会保障審議会年金部会にて報告した。財政検証の結果を受け、今後、公的年金、私的年金の制度改革が検討される¹⁾。

言うまでもなく、老後の所得保障のベースは公的年金であり、公的年金改革の方向性は、老後の所得保障に大きな影響を及ぼす。そして、3階建

での日本の年金制度の3階部分である私的年金も、上記公的年金（1～2階部分）改革の方向性に無縁ではられない。公的年金制度の改正を踏まえて、私的年金もさまざまな制度改革が検討され、老後所得保障に引き続き、重要な位置づけとなるからである。

そこで、本稿では当企画の中心的テーマである公的年金についての議論を視野に入れつつ、公的年金と連携した私的年金への向き合い方、そして老後所得保障全体の中での位置づけ等について、私的年金サイドから主に個人の視点で、鳥瞰して考察していきたい²⁾。また、本稿を執筆している

* 帝京大学経済学部 教授

¹⁾ 厚生労働省第16回社会保障審議会年金部会資料1「2024年財政検証の結果の概要」（2024年7月3日）。

現在（2024年7月）、公的年金は財政再計算の結果が公表されたばかりであり、この結果をもとに今後の公的年金改革が議論されるため、本稿執筆時には不確定要素が多い。いわば、土台（1～2階）が固まらないうちに上物（3階）との連携の考察を行うことになるため、さまざまな流動的要素を含むことになる点をご容赦いただきたい。

ところで、従前は公的年金と私的年金を考察する際、それぞれの特性を踏まえた「役割分担」という概念が使われてきた³⁾。しかし、少子高齢化が進む状況下で「人生100年時代」を考える際には、この両者を俯瞰して、かつ、その他のさまざまな老後所得保障の手段も含めて包括的な考察が必要ではないかと考えている⁴⁾。また、私的年金の位置づけも公的年金の「上乘せ」のみとしてではなく、公的年金の受給を繰り下げている期間に、後年の受給開始までの「繋ぎ」として活用することも考えられるようになってきた⁵⁾。このような状況を踏まえると、公私年金は各々の「役割」を「分担」するというよりは、両者が「連携」して老後所得保障に対応するというような認識も必要であろう。また、後述の通り、本稿では高齢期の年金受給期間のみならず、幅広く複数の切り口で公私年金の関係を考えることにした。そこで本稿では「公私年金の連携」という概念で両者をと

らえて考察を進めることとしたい⁶⁾。なお、本稿では公私年金の連携に、何らかの結論を出すものではない。今般の財政検証の結果と公的年金の制度改正を視野に入れ、公私年金の連携や今後の私的年金制度を考える際に、さまざまな視点を提示することが主旨である。

Ⅱ 公私年金の連携という場合の検討の対象の再検討について

1 基本的な視点

国民年金と厚生年金保険の2つの制度からなる公的年金（1・2階部分）は老後所得保障の基盤であるが、1億2千万人の（将来も含めた）多様な職業や働き方、ライフコースに対する老後所得保障のさまざまなニーズをこの2制度のみですべてカバーし、応えていくのは至難である。これに対し、3階部分の私的年金（及びその他の制度や金融商品なども含めると）は多様性や一定程度の柔軟性を持つため、それぞれの特性やニーズに合わせた老後の所得保障に貢献していくことになる。また、個人型確定拠出年金（iDeCo）は2017年の拡充後は、基本的に20歳以上の全国民をカバーするように対象範囲が広がり、期待される働きも多様になってきている。

²⁾ 本稿では私的年金を「企業年金と個人年金」ととらえて考察を進める。具体的には確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（DC）は企業型（簡易型を含む）と個人型（iDeCo、なお、iDeCoプラスを含む）など、法律に基づく制度を対象とする。このほか、関連する分野として金融機関の提供する個人年金や積立NISAなどの関連する分野、及び、退職給付制度に含まれる退職一時金にも言及することがある。厚生年金基金は大幅に基金数・加入員数ともに減少していることから、本稿では考察の対象外とした（2024年時点で4基金、12万人）。なお、本稿では老齢年金を考察の対象として検討を進める。

³⁾ 例えば、石田成則「新たな公私役割分担」『季刊 個人金融』2023秋、p.33、坂本純一「公的年金と私的年金の役割分担に関する一考察」『日本年金学会誌』第39号、2020年、p.66など。なお、坂本は「公的年金保険と私的年金の連携を阻害している要因の一つに、両者の役割を包括的に整理することが行われていないこと」を指摘している。

⁴⁾ 拙稿「老後資産取り崩しに関する包括的・多角的な検討－確定拠出年金の検討を契機として－」『年金研究』No.17、2022年2月。

⁵⁾ 小野俊樹「施行20周年を迎えた企業年金2法の現状と課題」『月刊企業年金』2022年1・2月号、p.8。

⁶⁾ 清水信広「公私年金の適切な連携に向けた私的年金の方向性と課題」『日本年金学会誌』第29号、2010年、pp.69-78。清水は「マクロ経済スライドにより公的年金の給付水準逡減が見込まれるなか…今後、企業年金を含めた私的年金の役割は不可避免的に高まっていく」ため、私的年金のより積極的な位置づけが不可避となっていると指摘。また、「公私年金の役割分担」といった従来型の表現と発想は、もはや適切とは言えず、「公私年金の連携」といった積極的な表現を用いて「年金制度設計の基本的な発想の転換（パラダイム・シフト）を図る必要がある」と主張している。この意味では、「公私年金のミックス」というワードも使用されている。石田成則「年金における公私ミックス論——私的年金政策の評価を中心として——」『社会保障研究』Vol.1 No.2、2016年、pp.382-398。

一方、1・2階部分が社会保険の仕組みに基づき強制加入であるのに対し、3階部分の企業年金制度やiDeCo+の事業主拠出は実施が任意であり、また企業型DC制度への加入も個人の選択による場合がある。そして、iDeCoも加入は個人の意思によるところが大である。このため、事業主や個人の考え方、制度に対する理解や信頼が制度の発展・普及に、より一層、重要となっている。

なお、働き方により公的年金への加入も異なってくる。1~2階部分でどのような制度に加入し、保障を受けるかにより、3階部分との連携も変化する。このように考えていくと、3階部分は1~2階の基本的なベースとなる保障を踏まえて、個々人のニーズへの対応が期待され、これに合わせた選択肢の提供が公的年金との連携で重要となるだろう。

2 検討の対象とする期間（時間軸）についての考察

さて、従来、公私年金の役割分担というテーマを掲げるとき、考察の中心は引退後の所得保障や高齢期への対処だった。この場面における私的年金の役割が「上乘せ」「繋ぎ」などの用語で表現されることが如実に示している⁷⁾。

しかし、公的年金と私的年金との連携を考える場合、これからは、生徒・学生から若年時代、中高年齢期まで、その時間軸を広げて考えていく必要があると考えている。なぜなら、両者の連携は、高年齢期になり年金受給を目前に控えて突然、初めて出てくるのではなく、その伏流は生徒・学生・若年時代から流れ始めており、個人の視点で見た場合、人生の早い時期から対処していくべきと考えられるからだ。

このような視点で考えると、本稿の主題である公私年金の連携には、高齢期の一時期だけに着目するのではなく、人生を一貫通貫で俯瞰するスタンスが必要である。そして年金だけではなく、働

くことや個人の価値観・人生観、資産形成など、長期間にわたる各種の要素から受ける影響にも目を向けることが求められる。

具体的には、社会に出る前（つまり生徒・学生でいる時期から）に、少なくとも公私年金の基本的事項や連携のあり方、資産運用に関する基本的な知識などを身につけ、次に社会人となってからは、働き方により属する公的年金の相違や勤務先による企業年金の有無や種別、あるいは自主的な個人年金（iDeCoなど）への加入の有無などにより、公私年金の連携はさまざまなパターンを取ることになる。高齢期に入ると、上記の各視点に加えて、健康状況や資産状況、いつまで働くか（働けるのか）という個人の事情により、公私年金の連携は、上乘せ・繋ぎ、DCを含む資産の取り崩し、公的年金からの支給と働き方や賃金水準など、さまざまな要素が出てくると言える。以下、時系列的に、考察していこう。（図表1参照）。

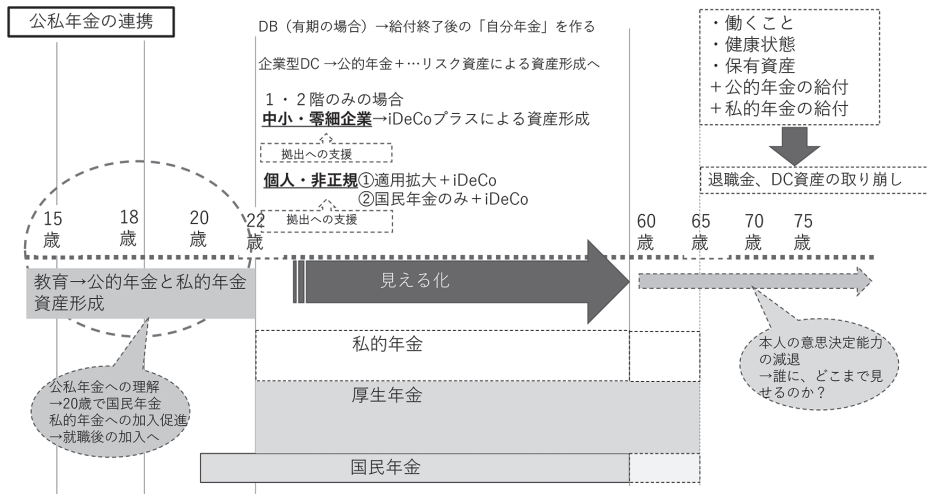
(1) (中学・) 高校 (・大学) 時代における公私年金の連携の学び

社会に出る前に、年金や投資に関する基本的知識を身につける期間としては、上記の3つの学校時代が考えられるが、本稿では特に高校時代を取り上げてみる⁸⁾。この段階では、公私年金の内容やその意義を学び、将来の公私年金の連携に向けての布石を打つという教育的な観点に意味がある。学生時代での学びにより社会人となったときに「知っている」ことの重要性は高い。

例えば、厚生労働省が実施した調査結果では、「私的年金に加入していない、またはしていない理由について」、アンケートの結果では、圧倒的に「私的年金制度についてよく知らないから」が多い⁹⁾。また同アンケートでは私的年金制度について知りたいことの第1位は「加入のメリット」で、特に若年層に高い比率である。（図表2 (1), (2)）。

⁷⁾ 小野・前掲注 (5) 参照。

⁸⁾ これは高校進学率が98.7%（学校基本調査 年次統計 2016年<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147040>）と全入に近い数値であり、社会人になる前の共通教科・科目を学ぶ時期であること、大学進学率も56.8%（同統計による）と高いものの、大学では専門教育に分化するため、共通教育の機会が限られていること等を考慮した。



出所：筆者作成。

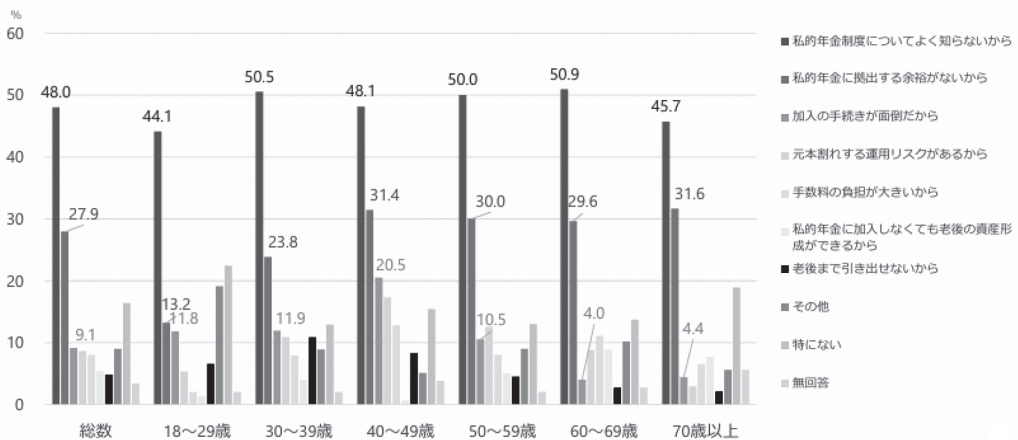
(大学生が22歳で会社に就職、65歳定年退職するケースを想定)

図表1

私的年金に加入していない、またはしていなかった理由について

- どの世代においても、私的年金制度についての情報の不足を理由に挙げる方が突出して多く、「私的年金に拠出する余裕がないから」についても30代以降の約3割程度が理由として挙げた。
- また、40代では「加入の手続きが面倒」を回答した方が2割程度いた。

■ 加入していない、またはしていなかった理由 (問21) ※私的年金制度のうちいずれかの制度にも加入していない、又はしていなかったと回答した者のみが回答、複数回答可

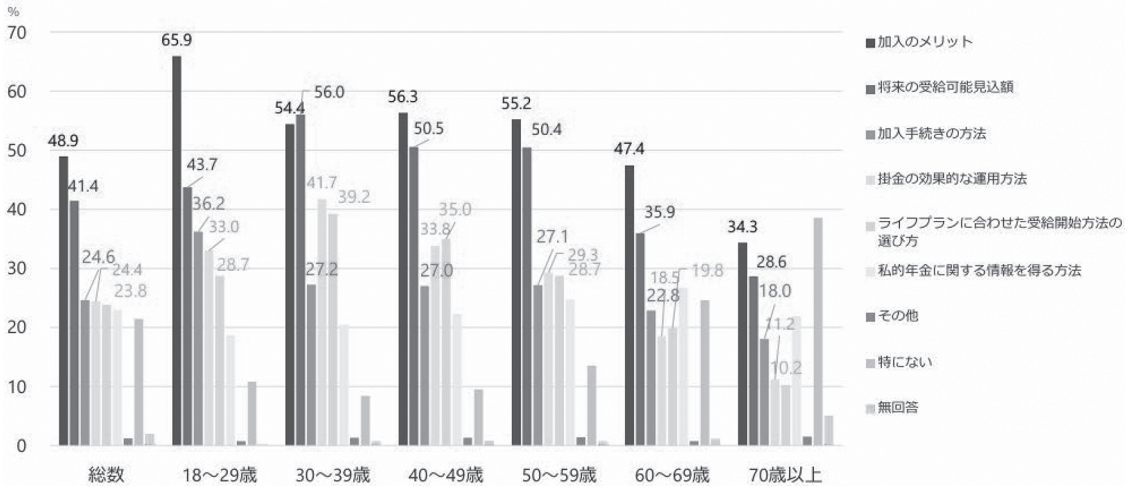


出所：厚生労働省「生活設計と年金に関する世論調査」第33回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料2 (2024年3月28日)。

図表2 (1)

⁹⁾ 厚生労働省「生活設計と年金に関する世論調査」第33回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料2 (2024年3月28日)。なお、私的年金に加入していない理由の第2位が総数では「私的年金に拠出する余裕がないから」であることに注意。この点については後述する。

■ 私的年金制度について詳しく知りたいこと（問23）※複数回答可



出所：厚生労働省「生活設計と年金に関する世論調査」第33回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料2（2024年3月28日）。

図表2（2）

社会人になり、勤務先企業で企業型DCの投資教育がなければ（DBのみの場合も含めて）、公私年金制度や老後資産の形成について学ぶ機会は極めて少ないのではないかと考えられる。この意味でも、社会に出る前に、学校にて有益な知識を身に付ける必要性は増していると考えられる。

さて、高等学校では公民科と家庭科において、高等学校学習指導要領（平成30年告示）に基づき、金融経済や社会保障に関する内容が追加されている¹⁰⁾。

まず、公民科だが、学習指導要領高等学校（平成30年告示）解説公民編を確認してみたところ、3つの大項目の中の一つ、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち（3）主として経済に関わる事項」の中で社会保障全般について触れられており、詳細な記述となっている¹¹⁾。

次に、具体的に、学習指導要領の改訂後、現在

使用されている高等学校公民の中から、必修教科目と位置付けられた「公共」の教科書3社を比較してみたのが図表3（1）である¹²⁾。

3社を比較すると、社会保障、公的年金の記述は教科書の発行元によりかなりの差があり、私的年金に至っては記述が全くないか、あるいは、記述があっても高校生にとって公私年金の全体像を理解するのは難しいと思われる内容である。また、ライフプランや資産形成の基本的な考え方、投資におけるリスクの考え方やリスク低減のための基礎知識においても、1社が軽く触れている程度である。

一方、高等学校家庭科においては、高等学校学習指導要領（平成30年告示）に基づき、2022年4月から、金融経済教育が家計管理などの中で「資産形成」の視点から実施されている。高等学校では、「家庭基礎」（2単位）及び「家庭総合」（4単位）

¹⁰⁾ 「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和6年3月15日閣議決定）でも、金融経済教育と社会保障教育との連携や私的年金の普及促進が謳われている。

¹¹⁾ 学習指導要領高等学校（平成30年告示）解説公民編 https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf

¹²⁾ 「公共」については倉石寛「2022年4月から始まる新科目「公共」は何を目指すか？～研究会レポート～」(https://www.kyoiku-tosho.co.jp/news_list/3864/)を参照。

図表3 (1) 高等学校 公共

| 目次・関連する項目 | 資産形成・ライフプラン | 社会保険全般 | 公的年金についての記述 | 私的年金制度の記述 | 日本の年金制度図 |
|--|---|---|--|---|--|
| <p>A社 (令和4年)</p> <p>・人生設計・必要なお金 は？ ・社会保障の役割と意義 ・社会保障制度の課題 ・どのような公的年金制度 が望ましいか</p> | <p>◆見開き2頁 ライフプラン、人生の3大 資金、リストラとリターン、 分散投資(卵とかご)、複 利の考えかた</p> | <p>◆見開き2頁+片面1頁 ピスマルク、ピスマルク報 告、社会保障、社会保険、 自助公助共助</p> | <p>◆片面1頁 少子化 「社会保障の大き な課題は年金」、賦課方 式・積立方式「現役世代 の減少や平均寿命の伸び に合せて給付を抑制」 「形式的には破綻しないが …給付額はどんどん切り 下げ」</p> | <p>「私的年金には企業が保険 料を徴収・運用するもの と、加入者本人が資金を運 用するもの」 「公的年金だ けで豊かな老後を過ごす のは困難」「個人としても 老後に備える必要」「私的 年金で減少する公的年金 の不足分を量的に代替さ せる「役割」、確定拠出年 金・iDeCo・自助努力」「自 ら運用リストラを取って、老 後保障を実現」</p> | <p>日本の年金制度図 iDeCoの図示が無い(注記 では説明)</p> |
| <p>B社 (令和4年)</p> <p>・金融商品を活用した資産 運用 ・社会保障の考え方 ・社会保障の課題とこれか ら ・人生100年時代の老後の 備える年金制度</p> | <p>◆片面1頁 金融商品のリスクとリ ターン(ハイリスクハイリ ・流動性、安全性・収益性、長 期・積み立て・分散 NISA 単利と複利、分散投 資のイメージ(卵とかご)</p> | <p>◆見開き2頁 福祉国家、ピスマルク、ピ スマルク報告(ゆりかごか が…)、社会保障、社会保 険、自助公助共助、憲法25 条、少子高齢化、人口減 少、合計特殊出生率、低福 社低負担・高福祉高負担、 低所得者層には貯蓄する だけの余力が無い、福祉社 会と経済成長</p> | <p>◆見開き2頁 社会保障としての年金保 険(公的年金と私的年金)、 国民皆保険、国民年金(20 歳以上60歳未満・強制加 入、学生納付特例)、老齢・ 障害・遺族、賦課方式と積 み立て方式、持続可能な公 的年金(バウコ経済スライ ド・支給開始年齢引き上 げ・適用拡大) ★給与明細 の見本を掲示し、社会保険 料の表示と労使折半につ いて言及。</p> | <p>「私的年金には企業が保険 料を徴収・運用するもの と、加入者本人が資金を運 用するもの」 「公的年金だ けで豊かな老後を過ごす のは困難」「個人としても 老後に備える必要」「私的 年金で減少する公的年金 の不足分を量的に代替さ せる「役割」、確定拠出年 金・iDeCo・自助努力」「自 ら運用リストラを取って、老 後保障を実現」</p> | <p>2018年改正後のiDeCoの図 示が無い * iDeCoのしくみ図は別 途表示あり</p> |
| <p>C社 (令和4年)</p> <p>・社会保障の役割 ・少子高齢化と財政の維持 可能性 ・少子高齢化と社会保障の 問題を考える</p> | <p>無し</p> | <p>◆見開き4頁 社会保障、社会保険、自 助・共助・公助、社会保険 と経済的役割、社会保険と リスク、急速な高齢化に よって崩れた給付と負担 のバランス、社会保険の維 持と消費税、合計特殊出生 率、人生100年時代、高齢 者ばかりに手厚い、若者向 けの社会保険が手薄、人生 前半の社会保険が手薄、 ※この他、見開き4頁で少 子高齢化と社会保障を特 集している。</p> | <p>(*見開き1.5頁) 社会保険 料、財政方式、積立方式、 賦課方式(社会保険の中で 説明、独立した頁無し)</p> | <p>無し(年金制度図のみ、制 度改正後のiDeCoの表示あ り)</p> | <p>2018年改正後の日本の年 金制度図(iDeCoあり) * 片働きが標準世帯として 作った制度が近年のライ フスタイルの多様化に対 応できていないとの注記 あり。</p> |

出所：各社の高等学校「公共」教科書から筆者作成。

図表3 (2) 高等学校 家庭総合

| 目次・関連する項目 | 資産形成・ライフプラン | 社会保険全般 | 公的年金についての記述 | 私的年金制度の記述 | 日本の年金制度図 |
|---|--|--|--|---|---|
| <p>B社 (令和6年)</p> <p>・超高齢社会をともに生きる・経済的な課題と年金制度 ・社会保険の考え方・社会保険とは・社会保険料を払う意味 ・家計資産のマネジメント・家計資産の形成・経済的リスクへの備え</p> | <p>◆見開き2頁 ライフイベントと支出、生涯の3大資金、安全性・収益性・流動性、主な金融商品の特徴、公的保険と民間保険</p> | <p>◆片面1頁＋見開き2頁 社会保険（医療・介護・雇用・労災）、社会福祉、社会保険料、ライフサイクルから見た社会保険、日米仏の国民負担率、高福祉高負担、世代間扶養、年金制度の体系</p> | <p>◆片面1頁が2か所に分散 「自分らしい自由な高齢期を過ごすためには…安定して生活費が得られる」「継続的に収入が得られるように、各種の年金制度」 厚生年金、老齢年金、障害年金、遺族年金。 「高齢、障がい、死亡に際して本人や遺族に年金給付を行う公的年金制度」 「国民年金は…収入のない学生でも加入するが、在学中の保険料を猶予する学生納付特例制度」</p> | <p>「各自が高齢期に備えて貯蓄や資産運用をしたり、就業により収入を得ることも大切」。個人年金、企業年金は用語解説のみ（経済的な課題と年金制度」項目にて）</p> | <p>*社会保険の頁に「年金制度の体系」3階建ての図：DeCoの制度改正後の表示あり。</p> |
| <p>D社 (令和6年)</p> <p>・高齢社会を支える・経済的な課題と年金制度 ・社会保険制度と社会的連帯・日本の社会保険制度 ・人生とお金・年金制度の体系 ・将来の経済生活を考える</p> | <p>◆見開き2～4頁 ライフプランと支出、生涯の3大資金、高齢期の生活費、金融商品の運び方、安全性・収益性・流動性、生活上のリスクと貯蓄・民間保険</p> | <p>◆見開き2頁 社会保険制度、ニーズ・リスク、税と社会保険料を再分配、社会保険・公的扶助、社会福祉、自助・互助、共助、公助、ライフプランと社会保険制度、国民負担率の国際比較、社会保険費の使われ方、ノーウェアセージョン</p> | <p>◆片面1頁 経済的な課題と年金制度、高齢世帯の所得の種類別割合、65歳から死ぬまで老齢年金を受け取れる、国民皆年金、世代間扶養。</p> | <p>◆片面1頁×2か所にわずかな記述 「民間の運営する個人保険や企業年金もある」年金だけでは生活費として余裕がないため、事前に預貯金などで蓄えたり個人年金保険に加入したりするなど、高齢期に備える」</p> | <p>同上（DeCo加入の制限に関する記述あり）</p> |

出所：各社の高等学校「家庭総合」教科書から筆者作成。

の2科目を設け、必修科目として1科目を選択的に履修となっている¹³⁾。同指導要領では、生涯を見通した経済計画（事故や病気、失業、定年後の年金生活などを想定し、それらのリスクへの対応）や長期的な金銭管理が必要であることを認識し、社会保険を含む社会保障制度とも関連付けて扱う¹⁴⁾、となっている。

具体的に高等学校「家庭総合」の教科書で入手できた2冊を比較したのが図表3(2)である。資産形成をライフプランとの関連で言及する点や公的年金を高齢化との関連で言及している点などが特色と言える。また、社会保障について詳しく記述されている点にも注目したい。一方、私的年金に関する記述はわずかであり、金融商品や資産形成の具体的な手段などについても、前述の「公共」に比較して非常に少ないとの印象を受ける。ただし、日本の3階建ての年金制度図におけるiDeCoの表示は最新の制度改正を反映していた。これらの点から、「家庭総合」では文字通り生活と密着した視点で、高齢化やライフプランと関連した公的年金が取り上げられているものの、私的年金自体や公私年金の連携については、あまり記述が多くなかった印象である。

以上、教科書を見る限り、高校卒業時には（両科目は必修科目であるので）社会保障全般と老後の所得保障に関する公的年金の概要についてはある程度の知識を持って社会に出ていくことが可能であるが、私的年金との連携に関しては、自分で備える具体的手段に言及が非常に少ない状況である。また、公私年金の連携についても公共で1社が軽く触れている程度であるが、その記述も「減少する公的年金の量的不足を埋める」という高齢期の一面のみを記述しているに過ぎない。

もちろん、高校時点でこれらの事項に詳しく触れることは困難であるものの、高校卒業後に社会

に出て働く人々も多数おり、もう少し、公私年金の連携について認識をもって頂くことも必要であろう。特に企業型DCの実施状況やiDeCoの拡大を勘案すると、高校卒業後に企業に就職した場合はDC加入者となる可能性が高い。この場合でも制度加入時の投資教育のみで自己責任による年金資産運用に入っていく加入者には、事前に高校卒業時点での関連知識の習得が望ましいと考えている。

なお、高校生に年金制度を理解してもらう授業については、やや古い数字ではあるが、2020年に高校生向けに実施した年金を解説する授業前後のアンケートが参考になる¹⁵⁾。アンケート結果から、授業後には年金制度への理解が大きく向上していることや、制度への親近感が増していることが分かる。これらの検討をふまえると公私年金の連携について高校での「家庭総合」、あるいは「公共」の中で取り上げることにより、一定の理解促進の効果を期待できると考えている。

なお、金融庁では令和4年に「高校向け 金融経済教育指導教材の公表について」をリリースし（令和6年に更新）、授業資料が提示されている。これは、2022年4月からの高校学習指導要領改訂において、金融経済教育の内容が拡充されたことに合わせたものである。同資料では、投資の基本的事項とともに、資産形成手段として、投資信託や、iDeCo、NISAの比較表も入っている¹⁶⁾。

同教材においては、資産運用の基本（長期・分散投資の有効性、ライフプランとの連動、資産形成の本来の目的（例えば、よりよく生きるため、いわゆる「ウェルビーイング」の実現）を理解することなどを内容としている点に注目している¹⁷⁾。ただし、資産形成の手段だけでなく、日本の年金制度体系の説明や公的年金と私的年金を連携させてライフプランを若い世代のうちから考え

¹³⁾ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説（家庭編）https://www.mext.go.jp/content/1407073_10_1_2.pdf

¹⁴⁾ 前掲注（13）141頁。

¹⁵⁾ 2020年帝京大学経済学部上田ゼミが帝京高校にて実施した年金に関するアンケート（2020年度上田ゼミ荒木真広さん、小松美月さんのチームと筆者で実施）の結果、及び、年金をテーマとした授業（筆者が実施）後のアンケート結果による。図表4をご参照。授業前後では、年金制度への理解が大きく向上していることが分かる。

¹⁶⁾ 金融庁「高校向け 金融経済教育指導教材の公表について」（令和6年5月14日更新）<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html>を参照。

帝京大学2020年度上田ゼミ(小松・荒木チーム)にて、年金講義による理解の効果をテーマとして、講義前後のアンケートを実施。
 ・アンケートは2020年9月、講義は2020年11月30日(月)14:30~15:30に実施。 ・対象:帝京高校2年7組(23名)
 ・講義後の自由記述
 ・年金をより身近に感じられる良い経験をありがとうございました。
 ・年金へのマイナスなイメージが、プラスのイメージに変わった。
 ・お母さんに本日の講義の内容を報告したいです。
 ・20歳になったら絶対に加入します。

| 項目 | 結果 |
|----------------------|----------------------|
| 年金のイメージ | 良い(4%→43%)、悪い(5%→0%) |
| 年金についての関心度 | 関心がある(39%→91%) |
| 年金についての不安 | 不安がある(78%→70%) |
| 年金は何歳から加入するのか | 20歳(43%→96%) |
| 国民年金は何歳からもらうことができるのか | 65歳(48%→57%) |
| イデコを知っているか | 講義後のイデコの認識(0%→87%) |
| 自分で年金を作っていく必要があるか | 必要だ(講義後100%) |

出所:2021年1月帝京大学経済学部における上田ゼミ小松・荒木チーム発表資料より(一部、表現を修正)。

図表4 帝京高校での年金講義とアンケート結果について

るという視点も欲しかったところである。

他方、懸念されるのは、金融経済教育や年金に関する事項に対して家庭科の教員が抱く感想である。当初は困惑や戸惑い、「授業ではほとんど触れないだろう」と消極的な反応もあったようだ¹⁸⁾。この点に関しては、2024年4月には金融経済教育推進機構(J-FLEC)が設立されたことに伴い、学校教育への講師派遣や教材の開発・提供など、教員側にも支援の手が差し伸べられている。

今後の課題としては、大学進学後の教育についてである。経済系学部、社会科学系学部では履修科目によって公私年金の連携、資産形成の学びを取り入れることは難しくないと思われるが、人文科学系学部、理系学部の学生にどのように、これらの学びの機会を提供するか、今後の検討が望まれる¹⁹⁾。

(2) 社会人となったのちの基礎的な知識としての公私年金の連携

この段階では、生徒・学生時代の準備をベースとして、いよいよ、行動に移る時期である。年代別に述べると以下のようなろう。

20~30歳代では、まずは自分の加入する(加入できる)公私年金制度を認識すること、その認識の上で、行動を起こすことが重要となる。そして将来に向けてのライフプランを策定する際に、公的年金の年金月額の見通しや私的年金の年金給付のレベル感、自助努力で用意すべき金額などを考えることになる。

この時期に重要となるポイントが後掲Ⅱ-2で考察する、加入する公的年金や勤務先が保持する企業年金の有無・形態による公私年金の連携の形、取るべきアクションの相違である。詳細は後述するが、「多様な働き方のなかで、より早期に継

¹⁷⁾ この点は、前掲注(11)高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説公民編にも言及されている点である。同解説3頁の改定の基本方針(2)育成を目指す資質・能力の明確化では、社会との関わりの中で、よりよい人生を送ることに言及している。

¹⁸⁾ 西田玲子「高校家庭科で「投資信託」22年4月から授業」日本経済新聞2019年11月12日電子版記事。(https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51840730W9A101C1000000/)

¹⁹⁾ なお、厚生労働省年金広報企画室ではクイズノックと連携した動画を作成しているが、公私年金を合わせて取り上げた第4作も関連している。「クイズ王ならたまたま近くに座ってる人の会話から人生読み取れる説」https://www.nenkin.go.jp/service/learn/quiz.html参照。

続的に資産形成を図ること」が重要であり²⁰⁾、「個々の事情に応じて多様な就労と私的年金・公的年金の組み合わせ」を個々人で考えていくこととなる²¹⁾。

そして40～50歳代では老後の生活実態を把握し、今後、準備すべきことを自覚する年代、そして60歳以降は公的・私的年金の具体的な支給額の把握、資産の把握、そして生活に合わせた資産の取り崩しについて考えることになる。

中高年齢の世代では、20～30歳代では目立たなかった賃金と標準報酬、資産の状況が大きくばらつき始める。この段階からは、それぞれの加入する公的年金・私的年金とその給付（金額や期間）、そしてそれぞれの個人別の資産状況、健康状況、価値観などのスタンスの違いに対処するような、きめ細かな連携が必要となってくる。また、いつまで働くのか、という点も老後の収入確保のうえでポイントとなる²²⁾。このようなさまざまな個人別のケースに対応するには、中立的な相談体制の準備などが求められ、J-FLECなどにおける相談体制に期待するところ大である。

(3) 高齢期における公私年金の連携

最後に高齢期における連携である。この点では、複数の先行研究があり²³⁾、重複をさけるため、本稿での詳しい検討は割愛する。ただし、別の視点から、公私年金の連携を踏まえた老後資産の取り崩しについて、今後、研究の必要性が増加すると考えられることを指摘しておきたい²⁴⁾。

なお、高齢期の考察に関しては、いくつか、留意すべきポイントがある。一つは高齢期のとらえ方が変化しつつあることである²⁵⁾。健康状態や資産状況などにより、一律に高齢者をとらえるのではなく、個々の事情に適した対応が求められる。また、高齢期の所得は、「いつまで働くか（働けるか）」というテーマと関連しているが、高齢者雇用安定法が令和3年4月に改正・施行され、事業主に対して70歳までの就業機会の確保の措置を制度化する努力義務を設けており、より多様化したケースも想定される点に留意が必要である²⁶⁾。さらに、高齢期においては、本人の意思決定能力の減退や認知症という事象にも対応が必要である点も、先行研究にて指摘されており、公私年金の双方にとって、重要なファクターである²⁷⁾。

²⁰⁾ 大宮凱「私的年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』3231号、2023年8月、p.112。

²¹⁾ この意味で、従来の世帯単位から個人単位へ社会保障制度も想定を変えていく必要性が指摘されている（山田昌弘「社会保障制度を個人単位へ」日本経済新聞2024年6月7日）。

²²⁾ 高齢者の労働力人口比率や求人状況、66歳以上も働ける制度を持つ企業の割合などを勘案すると、高齢者が働いて収入を確保することは、現実的にはなかなか難しい一面もあると思われる。「関東労働市場圏有効求人・有効求職年齢別バランスシート（一般常用）」（令和6年3月）<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyoroudoukyoku/content/contents/001802075.pdf>、「労働力人口比率の推移」（令和6年版高齢社会白書第2節18頁 図1-2-1-2）、「66歳以上まで働ける制度のある企業の状況」（令和5年「高齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/content/contents/001669225.pdf>）等を参照。

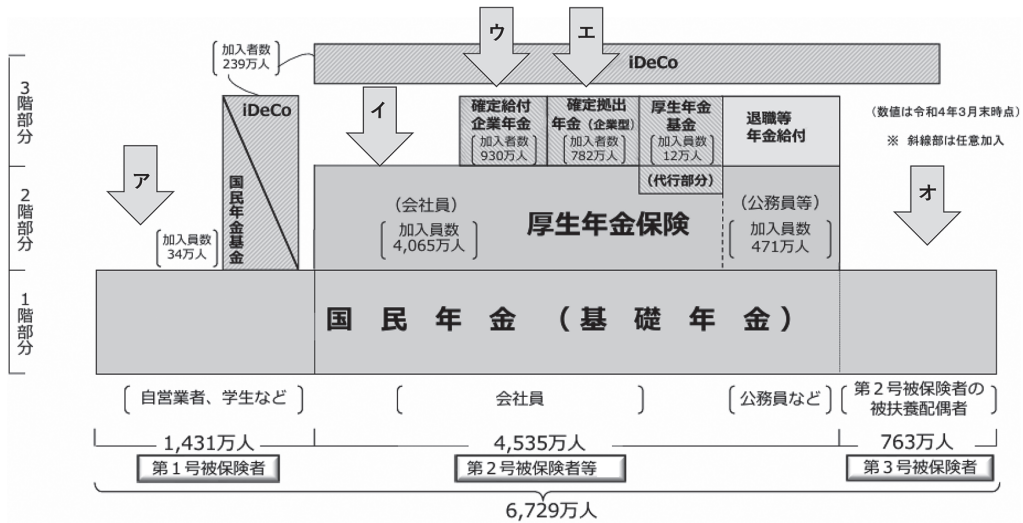
²³⁾ 前掲注（3）参照。

²⁴⁾ 拙稿「老後資産取り崩しに関する包括的・多角的な検討－確定拠出年金の検討を契機として－」『年金研究』No.17、2022年2月、年金シニアプラン総合研究機構「老後資産形成に関する継続研究会報告書」2024年4月などを参照。ほかにも、年金資産取り崩しに関しては、野尻哲史「60代からの資産使い切り法」日本経済新聞社、日本経済新聞2024年2月29日記事「引退後資産、どう取り崩す？」などを参照。

²⁵⁾ 日本老年学会から高齢者の定義を再定義する提案がなされている（高齢者の定義と区分に関する、日本老年学会・日本老年医学会 高齢者に関する定義検討ワーキンググループからの提言（2017.1.5）https://jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/pdf/20170410_01_01.pdf）

²⁶⁾ 前掲注（22）参照。高齢期の所得確保には「より長く働くこと」もポイントであるが、一方、高齢期の健康状態は個人別の差があり、また、66歳以上も働ける制度のある企業は43.3%である。さらに高齢者への求人自体が厳しい状況にあることにも留意が必要である。

²⁷⁾ 駒村康平「長寿社会における公私年金の新しい連携のあり方—公的年金の給付水準の低下と長寿リスク・認知機能低下リスクに対応する」『年金研究』No.17、2022年2月、成本迅「医療福祉と企業の連携カギ」日本経済新聞2023年11月3日などを参照。



出所：第10回社会保障審議会年金部会，第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会合同開催 2023年12月11日資料2より。
(一部、筆者が改変)

図表5

3 加入する公的年金制度，あるいは，所得による公私年金の連携の形について

(1) 基本的な考え方

公私年金の連携を考察する場合，ベースとなる公的年金の種別（及び，その基となる就労形態）による連携の形もポイントとなる。国民年金のみのフリーランス，パートなどの非正規労働者，自営業者と，厚生年金保険加入者では，そもそも連携の形が大きく異なる可能性がある。また，厚生年金保険加入者も，企業年金制度を保持する企業に勤務する労働者と保持しない企業に勤務する労働者では連携の形が異なり²⁸⁾，その企業年金もDBか，企業型DCかで連携の形が異なってくるだろう。なぜなら，公的年金の「厚さ」（年金月額）と企業年金などの「厚さ」「長さ」（給付額や給付期間：有期年金・終身年金），あるいは，そもそも制度

の有無や制度加入の有無により，老後の所得はかなりの差異が生じるからである²⁹⁾。

これらの点をもっと簡素に，所得で分類するという考え方もある。この点に関し，坂本（2020）は，考察の便宜上，生涯平均所得により国民を4つのグループに分類し，各々のグループに必要な措置を検討している³⁰⁾。これを踏まえつつ，本稿では別の角度から考察を行う。加入する公的年金，本人を取り巻く諸条件（例えば，勤務先企業の企業年金の有無）でグループ分けし，そのうえで，各グループについて，連携すべき内容，必要な対応を考えていくというアプローチである³¹⁾。

(2) 具体的なグループ分けによる公私年金連携の形

具体的なグループ分けは以下のようなになる。

²⁸⁾ 白杵政治「私的年金制度の課題と将来」『週刊社会保障研究』3231号，2023年8月，p.140では，企業年金のカバレッジの低下を懸念している。

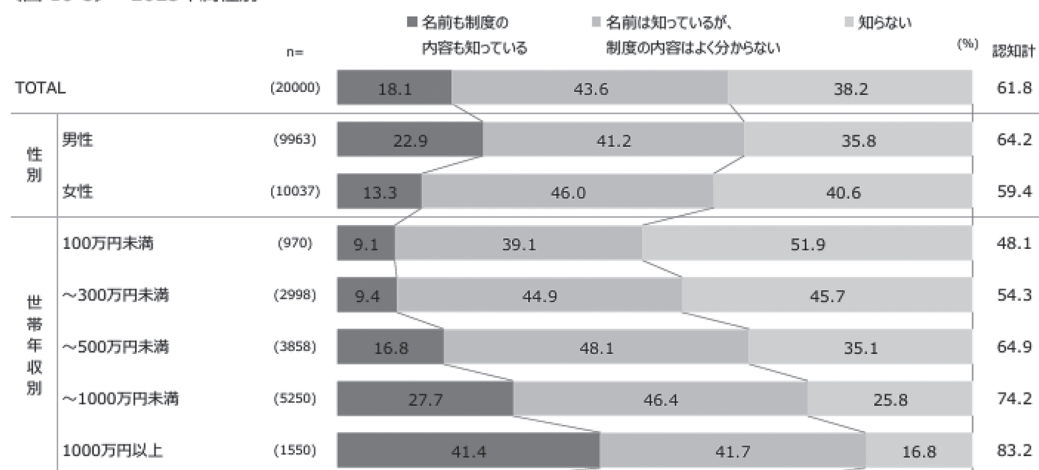
²⁹⁾ 同旨の指摘として小野・前掲注（5）8頁。「企業年金のない者や個人年金に加入する余力のない者も存在」「企業年金や個人年金のあり方を議論するにあたっては，公的年金との役割分担をよく考える必要がある」と指摘している。

³⁰⁾ 坂本純一「公的年金と私的年金の役割分担に関する一考察」『日本年金学会誌』第39号，2020年，pp.66-70。

³¹⁾ ただし，このアプローチを現実的な対応に落としていく段階では，企業年金の制度設計などが各企業により細部が異なり，統一的な対応は難しいと思われる。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の浸透状況、今後の利用意向
個人型確定拠出年金の認知〔Q14⑥:単数回答〕

〔図 10-3〕* 2023年属性別



出所：投資信託協会2023年（令和5年）投資信託に関するアンケート調査（NISA, iDeCo等制度に関する調査）2024年3月。

図表6

(図表5参照)。

- (ア) 国民年金のみ（国民年金第1号被保険者）
- (イ) 厚生年金保険被保険者（企業の提供する私的年金制度なし）
- (ウ) 同上（企業年金あり・DB）
- (エ) 同上（企業年金あり・企業型DC）
- (オ) 国民年金のみ（国民年金第3号被保険者）

(ア)のグループでは、健康状態等に問題がなければ、自営業者やフリーランス等は企業勤務者のように定年という概念がないため、稼働所得を高年齢も確保することも可能である。しかし、今後の基礎年金の給付水準にもよるが、生活の基本部分を公的年金と稼働所得でカバーしていなければ、私的年金やその他の手段で補完しなくてはならない。また、高齢になるほど、健康状態等の事情により、稼働所得を得ること自体が困難になる

可能性も高まることが想定される。特に不本意ながら非正規労働者となっている就職氷河期世代等にとっては、iDeCoなど私的年金による老後資産形成の必要性が高い。問題は、原資を拠出する余裕があるのか、という点である³²⁾。さらに不安定・低い収入のため、本来的には資産形成におけるリスク許容度が低いにもかかわらず、必要とされる資産形成の金額が大きいため（つまり、基礎年金の給付額と生活に必要な金額の差が大きい）、リスクを取った運用に迫られる可能性も捨てきれない矛盾がある。

同グループへの対応としては、今般の年金制度改正で検討項目にあがっていた（が、今回の検討では見送りとされた）国民年金の加入期間の延長や、厚生年金保険への適用拡大等も俎上にあがるだろう。しかし、加えて私的年金等のサイドで

³²⁾ 小野・前掲注(5)、臼杵・前掲注(28)でも同様の指摘がある。前掲の図表2(1)では、私的年金に加入しない理由の第2位は「拠出する余裕がないから」だった。また、世帯収入別のiDeCo認知度では、収入が高いほど認知度が高いという結果である。図表6参照。

も、例えば、パート・アルバイトのような働き方の場合は、事業主による短時間労働者に向けたiDeCoへの加入促進や拠出に協力する対応なども、老後所得の「厚み」を増すための有力な施策として考えられるだろう³³⁾。

なお、さらに加えて、これらの+ α の支出は事業主のみではなく、ある程度の公的な支援も検討に値すると考えているが、如何だろうか？この点では、海外ではドイツのリースター年金のような公的支援の事例があり³⁴⁾、(財源問題を別にすれば)将来の低年金を回避するとともに、若い世代からの自助努力を支え支援するという意味がある。この案は、若い世代(あるいは幅広く現役世代)に対して将来を見据え、長期的な視点に立脚した施策として考えられるのではないだろうか。

(イ)このグループでは、企業が実施する企業年金制度を保有しない企業に勤務する従業員が検討の対象となる。厚生年金により終身の年金支給があり、ある程度の老後所得のベースは確保できる。しかし、公的年金の年金月額と老後にかかる生活費とのギャップを埋める金額を準備する手段が必要になる可能性もあり³⁵⁾、この場合は、自助

努力によるiDeCo、NISAなどを活用した老後資産形成を図ることになる。このグループで特に老後所得の確保について懸念されるのは、所得水準が大企業に比較して低いため自助努力による拠出が困難であり、また、事業主による色々な支援も期待しにくい中小・零細企業の従業員である³⁶⁾。これらの中小・零細企業への制度的な支援材料として期待できるのが「iDeCoプラス」だ。制度は順調に伸びているが、今後一層の浸透を期待したい³⁷⁾。(図表7参照)。

さらに、中小・零細企業の従業員への支援として検討に値すると考えられるのがiDeCoプラスの事業主拠出に対する公的な拠出の支援である。同じように中小・零細企業を対象とした制度に「中小企業退職金共済」があるが、色々な制約はあるものの、国や地方自治体からの助成がなされており、iDeCoプラスについても少なくとも同様に事業主の拠出に対する支援が検討されても良いのではないかと思われる³⁸⁾。

また、(イ)の加入者にも(ア)と同様に「拠出する余裕がない」という懸念があるが、この点についても、上述のような公的な支援は、効果の発

³³⁾ 水町勇一郎「人材確保を通じ企業にも利益」日本経済新聞2020年3月11日。同紙では、本文中の対応に加えて、事業主による「短時間・有期雇用社員を対象とした退職金に相当する企業型確定拠出年金を導入する」ことも提言されている。

³⁴⁾ リースター年金については、日下部健児「ドイツにおけるリースター年金について」『日本年金学会誌』第39号、2020年、p.26、磯部広貴「ドイツのリースター年金改革案に思う－終身性と安定性なくして年金制度の手本たりうるか－」『ニッセイ基礎研レポート』、2024年4月30日 ([https://www.nliresearch.co.jp/report/detail/id=78358? pno=2&site=nli](https://www.nliresearch.co.jp/report/detail/id=78358?pno=2&site=nli))、藤本健太郎「ドイツの企業年金・個人年金～2001年の年金改革で導入されたリースター年金の状況」Discussion Paper 280, Center for Intergenerational Studies, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University. (2005年)などを参照。

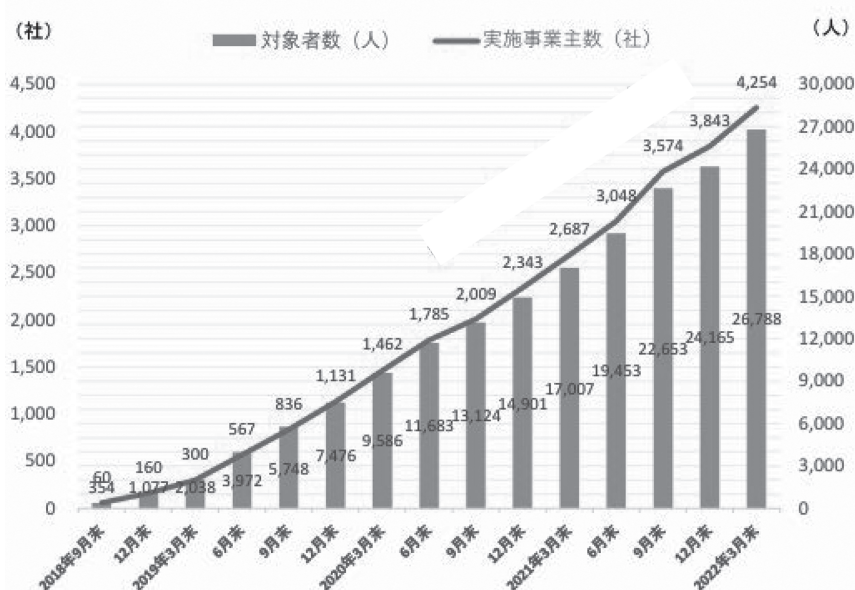
³⁵⁾ 公的年金のモデル世帯(会社員の夫と専業主婦の妻)では月額21.9万円(日本年金機構「令和4年4月分からの年金額等について」)、一方、生命保険文化センターのアンケート(2022(令和4)年度生活保障に関する調査)では夫婦2人の老後の最低日常生活費は月額23.1万円(令和4年)、ゆとりある老後生活費は月額37.9万円(同)となっている。

³⁶⁾ もともと企業年金制度が無い企業のほかに、平成24年3月に適格退職年金が廃止されて以降、ほかの制度へ移行していない企業の従業員が想定される。

³⁷⁾ iDeCoプラスは令和5年12月末時点で実施事業所は7059事業所(前年同月比129.7%)、中小事業主掛金の拠出対象者は45063名(前年同月比129.9%)である。詳細はiDeCoプラス公式サイトを参照。([https://www. idecokoushiki.jp/owner/ideco_plus.html](https://www.idecokoushiki.jp/owner/ideco_plus.html))

³⁸⁾ 中小企業退職金共済Web (<https://chutaikeyo.taisyokukin.go.jp/kentou/seido/seido02.html#shinki>)によれば、事業主に月額掛金の2分の1(上限5000円)を1年間助成(ただし、適格退職年金や厚生年金基金からの移行は対象外)となっている。さらに、パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額(掛金月額4,000円以下)加入者については、上乗せして助成がある(掛金月額2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円)など、短時間労働者向けの支援があることにも注目。*ただし、中退共は事業主掛金のみで加入者掛金は不可であることに留意。

<iDeCoプラスの実施状況>



出所：国民年金基金連合会調べ。

第22回社会保障審議会企業年金・個人年金部会2023年5月17日参考資料2。

私的年金制度（企業年金・個人年金）の現状等15頁。

図表7

揮を期待できると思われる³⁹⁾。

一方、(イ)から(エ)のグループにまたがって懸念されるのが、厚生年金保険被保険者に対する企業年金等の制度的なカバー率の低下である⁴⁰⁾。厚生労働省「就労状況総合調査（令和5年）」によれば、退職給付制度（退職一時金、退職年金）が無い企業は24.8%、約4分の1の企業に勤務する労働者は公的年金のみの老後所得となり、自助努力で老後の資金を用意しなければならない。問題は、企業規模による大きな格差があり、小規模な企業になるほど、退職給付制度無しの企業の割合

が増えることである⁴¹⁾。

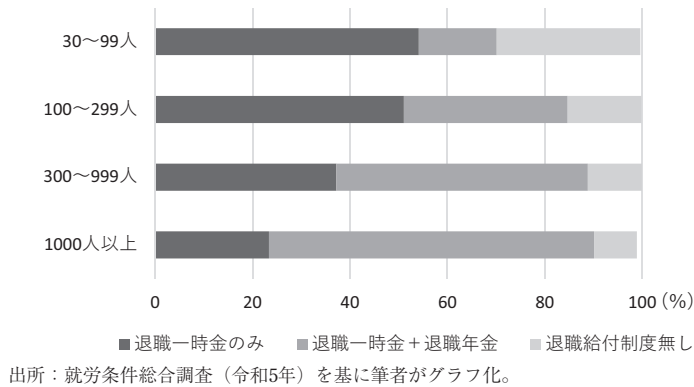
すでに、この事象に対しては、iDeCo+の創設など、さまざまな対応策がとられてきているが、企業年金（および私的年金）のカバー率を向上させるためにも、引き続き、中小零細企業への支援、短時間労働者への支援などが欠かせないだろう。また、制度自体の認知度も上げていく必要があり、前述の教育での対応と合わせ、事業主や業界団体、関連団体などを通じて一層の広報に注力する必要があると思われる⁴²⁾。

(ウ) グループではDBからの年金給付により老

³⁹⁾ 図表2 (1) 参照。

⁴⁰⁾ この点は、白杵・前掲注 (28) 140頁、小野・前掲注 (5) 7頁でも同様の指摘あり。図表2 (2) 参照。「私的年金制度について詳しく知りたいことについて」では「加入のメリットを知りたい」が第1位であり、学校教育にて知識を具備していれば、(かつ、加入のメリットがあると認識できれば) 私的年金（例えばiDeCo）への加入はさらに増加する可能性も考えられる。

⁴¹⁾ 人事院「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解について」(令和4年4月21日)によれば、企業規模による企業年金保有率の差異は、歴然と現れている。このほか、就労条件総合調査（令和5年）でも同様の結果となっている。図表8参照。



図表8 退職給付制度の有無

図表9 企業年金の種類別支給期間の状況

| 年金の種類 | 支給期間 | 計 | 終身 | | | 有期 | | | 不明 | |
|-------------------|-------|------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|-----|
| | | | 保証期間 | | | 10年 | 20年 | その他 | | |
| | | | 15年 | 20年 | その他 | | | | | |
| 確定給付企業年金 (規約型) | 100.0 | 9.1 | (27.1) | (53.4) | (19.6) | 82.1 | (76.7) | (5.4) | (18.0) | 8.8 |
| 確定給付企業年金 (基金型) | 100.0 | 43.5 | (25.0) | (54.7) | (20.3) | 53.9 | (19.1) | (42.8) | (38.1) | 2.6 |

注：1 企業年金制度を有する企業19,495社について、企業年金の種類・給付形態（複数回答）ごとに集計した。
 2 終身の保証期間及び有期の期間は、制度上の最長年数について調査している。
 3 終身の保証期間の割合は、保証期間が不明のものを除いたものを100として算出した。
 4 有期の期間の割合は、年金の支給期間が不明のものを除いたものを100として算出した。
 人事院「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解について」（令和4年4月21日）

後所得の一定水準を確保することが可能である。財政検証の結果を踏まえれば、モデル世帯の公的年金約22万円にDBからの平均年金月額約52千円をプラスすると⁴³⁾、夫婦2人の最低生活費23.2万円を超え⁴⁴⁾、65歳以上の夫婦のみの無職世帯の消費・非消費支出26万8,508円⁴⁵⁾とほぼ同水準となる。

このグループで懸念されるのは、DBの年金支

給期間が有期である場合は自助努力による老後資産形成が必要になる可能性があることだ。仮に60歳支給開始・15年有期とすると、男性の場合、健康寿命（約72歳）に到達後すぐに、75歳でDBからの支給が終わってしまう⁴⁶⁾。これから医療や介護で費用がかさむという時期に3階部分が終了するという事態に、個人で備える必要が出てくるわけである⁴⁷⁾。

⁴²⁾ 厚生労働省年金広報検討会では、年金制度の周知と理解のために、さまざまな活動を幅広く行っている。
⁴³⁾ 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料（令和5年版）」103頁によれば、平均年金月額は基金型48,760円、規約型82,159円、合計52,136円である。
⁴⁴⁾ 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」2022（令和4）年度。
⁴⁵⁾ 「家計調査年報（家計収支編）2022年（令和4年）平均結果の概要」総務省統計局。
⁴⁶⁾ 令和2年厚生労働白書によれば、健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳であり、平均寿命との差は男性で8.84年、女性で12.35年である。前掲注（41）によれば、確定給付企業年金（規約型）では有期年金の割合は82.1%、同（基金型）では53.9%である。（図表9参照）。
⁴⁷⁾ DBにはこのほか、制度終了時の課題（支払保証制度が無い）や給付減額の可能性が残るという不確実性も頭の片隅に置いておく必要があろう。

(エ)のグループでは、企業型DC加入者等の自己責任による年金資産運用の結果が年金額に反映するため、DCからの給付を「上乘せ」として利用する場合は公的年金の年金月額+私的年金の給付額が十分な水準かという点に、「繋ぎ」の場合も給付額によってはその使命が果たせるかという点に、それぞれ、不確実性が残る。また、投資教育や運営管理機関における運用商品選定の際の受託者責任、事業主による運営管理機関の評価など、加入者等の運用環境整備の点で課題も残っている。

4 2024年財政検証の結果を踏まえた考察

本年7月3日開催の社会保障審議会年金部会資料(4-2)11頁では、老齢年金の年金月額分布の変化(生年度別)を提示している。年金月額の分布の提示は従来になかったデータで「分かりやすさ」という点で画期的だ。

このデータに基づけば、成長型経済への移行と労働参加の促進が達成できたパターンでは、若い世代ほど年金額が増加し、老後の必要資金をほぼカバーしているという結果になっており、同世代の年金不安を払しょくする内容となっている。ただ、一方で、過去30年を反映した検証結果では、モデル年金で若干の低下という結果になっている。このケースでは、老後資産の形成を何らかの手段で行う必要性が高まってくる。特に30~50歳代において、モデル世帯の年金の指数低下の程度が大きくなっている点に留意が必要である。

他方、懸念されるのは、男女の年金金額の格差である。同資料12頁の男性と13頁の女性を比較すると、現在20歳台の年金月額は男性15.5万円、女性11.6万円と約4万円の差が生じている。また、年金月額10万円以下の割合も、男性13.0%に対し、

女性35.6%と格段に女性の低年金が目立つ。

これは男女の賃金格差や就業形態の相違に要因があると考えられるものの、今後、生涯単身者や高齢期に離婚等による単身女性が増加する可能性を考えると、労働参加の促進や厚生年金の適用拡大などさまざまな制度的な対応はもちろんであるが、低年金の可能性のある者は、若い世代のうちから将来を見据えた資産形成に取り組み、将来の私的年金からの給付を作っておく必要性がより高いといえるだろう⁴⁸⁾。

ここでも問題になるのが、「若い世代は将来に向けて資金を拠出する余裕がない」と言われる問題である。確かに、若い世代は子育て費用や教育費用、住宅資金など、お金がかかる世代である。一方、日本の年功賃金(S字型カーブ)の下で、生産性対比で低く抑えられている若年層の賃金では余裕資金を資産形成へ振り向けることは難しいだろう。しかし、今後は、ジョブ型雇用の賃金体系や人的資本重視の賃金などにより、若い世代にも資産形成へ拠出する余裕が出る可能性も指摘されている⁴⁹⁾。また、前出2(2)(ア)及び(イ)で言及したような、個人が自主的に(あるいは企業が追加的に)老後資産形成に努力することに対して、何らかの公的な支援を行うことは、若い世代・現役世代への支援として、一度、検討してみる価値はあるのではないだろうか。

III 公私年金の連携を考える際、留意すべき点について

1 見える化、資産の取り崩し等について

さて、ここまで述べて来たように、さまざまな切り口による検討を行う場合、加入者本人がその立ち位置を理解し、かつ、ベースとなる公的年金

⁴⁸⁾ ただし、賃金の男女差は改善傾向にあり、特に若い世代では男女差は縮小している。厚生労働省「平成14年賃金構造基本統計調査」「令和5年賃金構造基本統計調査」及び、第17回社会保障審議会年金部会(2024年7月30日)資料4-5頁参照。

⁴⁹⁾ 祝迫得夫「資産所得倍増プランと個人資産形成・企業年金の未来」『月刊企業年金』7-8月号、p.9では、年功賃金により若年層が資産形成に振り向ける余裕資金が少なる点、退職金比率が高いために投資機会の時間分散が困難である点を指摘している。一方、人的資本投資やガバナンス改革により賃金プロファイルがフラット化し、若年層の資産形成を促すと指摘する。また、この場合、企業年金は確定拠出年金が中心の方向へ軌道修正するだろうと述べている。

のおおよその支給額を把握していることが大前提となる。この点では、「公的年金シミュレーター」が簡易で使いやすく、ベースラインの把握に極めて有効である。また日本年金機構の「年金ネット」も公的年金の加入記録の確認や将来受け取る年金見込み額の把握に有効である。

一方、これをベースとして、企業年金その他の老後資産の形成について、どの程度まで把握し反映できるのか、公私年金の連携がここでも課題となる。各種の年金運用商品の提供や年金制度運営にかかわっている金融機関が、私的年金 + α 部分の「見える化」の整備に関して近い立ち位置にいると考えられるが、年金シニアプラン総合研究機構が実施した金融機関アンケートによれば、対応は金融機関により分かれているようである⁵⁰⁾。

また、どこまでの範囲で「見える化」を具体化するのか、コストと効果とのバランスの問題もあるようだ。

他方、「見える化」については、時間軸で見えていくと、稼働所得の多い現役世代においては、公的年金の将来の見込み額を把握しつつ、老後に備えて資産形成の必要額を認識し、積み立て計画を立てて実施していくことになる。

その後、引退世代に差し掛かり、稼働所得が減少するにつれ、積み立てた資産をどのように取り崩していくのか、が個々人のテーマとなってくる。公的年金の受給が始まると、前後して私的年金の受け取りも始まるケースが多いだろう。この際、具体的な年金額を踏まえて、積み立てた資産の「寿命」を延伸するために、どのように資産を運用しつつ取り崩していくのか。さらには、加齢とともに可能性が高まる認知機能の衰えに対して、どの範囲まで周囲が「本人資産のケア」をす

べきなのか、考えるべき課題となる。

2 3階部分の私的年金の性質について、公私年金の連携の視点で考える—労働条件か、社会保障の一翼か—⁵¹⁾

2007年に報告された「企業年金制度の施行状況の検証結果」(企業年金研究会)によれば、企業年金の方向性として以下の2つが示された。本項では公私年金の連携の観点から、この問いを再度、考えてみたい。

- (a) 労使合意を基本とした企業や従業員の実情、及びニーズを踏まえたできる限り自由な制度
- (b) 公的年金との関係を重視した従業員の所得保障機能をより強化した制度

この2つの考え方については、いまだに結論が出ていない。これは、企業のとらえ方(株主利益第一主義とステークホルダー重視など)、退職一時金や企業年金の起源やその後の展開などの歴史的経緯、DB法・DC法に記載する第1条の目的条項の内容、税制優遇措置の理由など、複数の要素が絡み合っていることが影響していると考えられる⁵²⁾。

本稿の主題である公私年金の連携の切り口でとらえた場合は、社会保障の一翼との位置づけに光が当てられる。例えば、時間軸の流れで考えれば、在学中の教科書等の書きぶりからすると公私年金の連携はライフプランを基にした資産形成や公的年金をベースとした老後の所得確保の印象が強い。また、社会人となってからも、ベースとなる公的年金の加入状況により私的年金の連携の形は変化する。ただし、多様なニーズに対応するため、さまざまな実施形態とある程度の柔軟性が求められる点や在職中の企業からの支援を勘案する

⁵⁰⁾ 詳細は拙稿「第2部研究の意義—「資産取り崩し・資産寿命の伸延」「老後資産の見える化」とウェルビーイング—(老後資産形成に関する継続研究会報告書)年金シニアプラン総合研究機構(2024年1月)、及び、宇張前ゆみ子「年金ダッシュボード導入を通じて見えてきた「見える化」の課題と今後の展望」(同)を参照。なお、諸外国における公私年金の「見える化」については、菊地英明「欧州におけるペンションダッシュボード政策の動向」(同)をご参照。

⁵¹⁾ 小野・前掲注(5)の6頁、8頁では、DBを退職金の性格が色濃い制度で(a)の方向性、DCを老後の所得保障を目的とする制度の性格がより強く(b)の方向性と述べている。

⁵²⁾ この点に関しては、拙稿「退職給付制度と企業の関わり」(『人生100年時代の年金制度—歴史的考察と改革への視座』日本年金学会(2021年1月)を参照。

と、(a)の立場にも十分、首肯できるものがある。可能であれば、(b)のスタンスでも、可能な範囲の柔軟性・多様性を持たせることが、公私年金の連携を意味あるものにしていくことだろう。

3 年金制度への信頼の確保について

公的年金・私的年金が連携して老後所得保障に力を発揮するには、両制度への信頼が重要な要素である。公的年金については今回の財政検証において、年金分布グラフなど、分かりやすい工夫がなされ、若い世代にも安心感を持ってもらうことができたと思われる⁵³⁾。また、公的年金シミュレーター等により、将来の公的年金のおおまかな金額を把握できるようになったことは、公的年金への信頼を保持するために有益であったと考えられる。

一方、私的年金においては、今後の見える化への取り組みが同様の観点から求められるだろう。この点においては、今後、各金融機関等の取り組みに期待するところであり、公私年金の連携が強く意識される場所である。

また、私的年金においては、制度への信頼を保つためにも、年金制度運営に関連する各プレイヤーに受託者責任の遂行が強く求められる。特に、運用結果に自己責任を求められるDCにおいては、運用商品選定やその後のモニタリング、事業主による運営管理機関評価の励行などに、受託者責任を果たすことが特に強く求められる。加入が任意であるiDeCoや企業型DCで選択制の場合は、早い時期からの加入を促すためにも若い世代に対する分かりやすい説明が必要である。

これらの事項については、今後の推移を継続的に注視していきたい。

IV まとめ

本稿では、公私年金の連携について、新たな視

点と切り口で、考察を行ってきた。

老後の所得保障のベースは公的年金であるが、私的年金は公的年金と連携して、よりより老後生活を送るために機能すると考えられる。この両者の連携は、高齢期に限定されるものではなく、若年時代から中高年世時代、引退後の高齢期まで一貫して考えるべきものである。

若年時代では主に教育を通じて公私年金制度の理解を進め、信頼感を醸成することや、資産形成に関する基礎知識を学ぶことが公私年金の連携の形となる。

社会人となってからは、学生時代に学んだ知識を生かし、将来に向けてのライフプランを基にして、早めの資産形成への取り組みが重要となる。この際、社会人としての立ち位置により加入する公的年金も決まってくるため、それぞれの立ち位置に応じた私的年金への取り組みとなる。なお、連携が「無い」、あるいは、経済的理由から「連携が難しい」場合は、限定的な公的支援の検討を提案した。また、企業においても、これらのケースへの支援が期待されるが、このような企業の対応は、魅力ある待遇の一環として、人手不足にも対応しうる施策となると考えられる⁵⁴⁾。高齢期においては、公私年金の連携は多くの要素があるため、個別のニーズに対応した形が求められる点を指摘した。

一連の考察において、公私年金の連携については、包括的、かつ、鳥瞰した（鳥の目で見つめた）全体像の把握が必要と再認識した次第である。

本稿が、幅広く、さまざまな角度から、公私年金の連携を考える契機になれば幸いである。

参考文献

本文・脚注に掲載したもの。

(うえだ・けんいちろう)

⁵³⁾ 読売新聞2024年8月22日記事「働き方 老後の安心を左右 若い女性ほど高い伸び」を参照。本稿を脱稿後、同記事に接した。

⁵⁴⁾ 水町・前掲注(33)。

Study of cooperation between public and private pensions

UEDA Kenichiro*

Abstract

With regard to retirement income security, public pensions and private pensions are considered to work together rather than sharing roles. This collaboration should not be limited to the old age after retirement, but should be considered on a long time horizon from youth to old age. In the early years, emphasis is placed on learning about the linkage of public and private pensions and the formation of assets in retirement. Next, after entering the workforce, the workers were divided into groups according to whether or not they were enrolled in a public pension system and a corporate pension system, and the cooperation between public and private pensions was examined for each group. Depending on the work style and income of each group, it also recommends the need for corporate support and public support. With regard to old age, I pointed out that there are various issues associated with the decline in the decision-making ability of individuals in both public and private pensions.

In order for the public and private pension systems to be effectively linked, there must be a sense of trust in both of them. I pointed out that in order to foster a sense of trust, it is important to promote visualization, to make it easier to understand the results of fiscal verification of public pensions, and to fulfill Fiduciary Duty in corporate pensions.

Keywords : Public pension, Private pension, Cooperation between public and private pensions, Income security after retirement, Education to understand pensions

* Professor, Faculty of Economics, Teikyo University